

社会福祉法人 青燈会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 青燈会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事及び監事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等に対して、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

(報酬等の算定方法)

- 第4条 理事長に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。
- 2 非常勤役員に対する報酬等の額は、別表第2に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した翌月の15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 理事長に対する報酬等の支給時期は、毎月15日とする。
 - 3 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、本人の同意を得れば期日にかかわらず、現金をもって本人に支払うことができるものとする。
 - 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月29日から施行する。

この規程は、令和1年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月6日から施行する。

別表 第1 (理事長の報酬)

(1) 理事長

| | 月 額 |
|--|----------------|
| | 1,500,000 円 上限 |

別表 第2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理 事

| | 月 額 |
|------------|--------------|
| 理事会等会議への出席 | 150,000 円 上限 |

(2) 監 事

| | 月 額 |
|------------|--------------|
| 理事会等会議への出席 | 150,000 円 上限 |

別表 第3 (評議員の報酬)

| | 月 額 |
|----------|--------------|
| 評議員会への出席 | 150,000 円 上限 |

別表 第4 (当法人職員を兼ねる役員等の報酬)

| | 日 額 |
|------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 20,000円 |